

# 令和2年度外国人受入環境整備交付金の概要について（案）

## 従前の交付金の概要

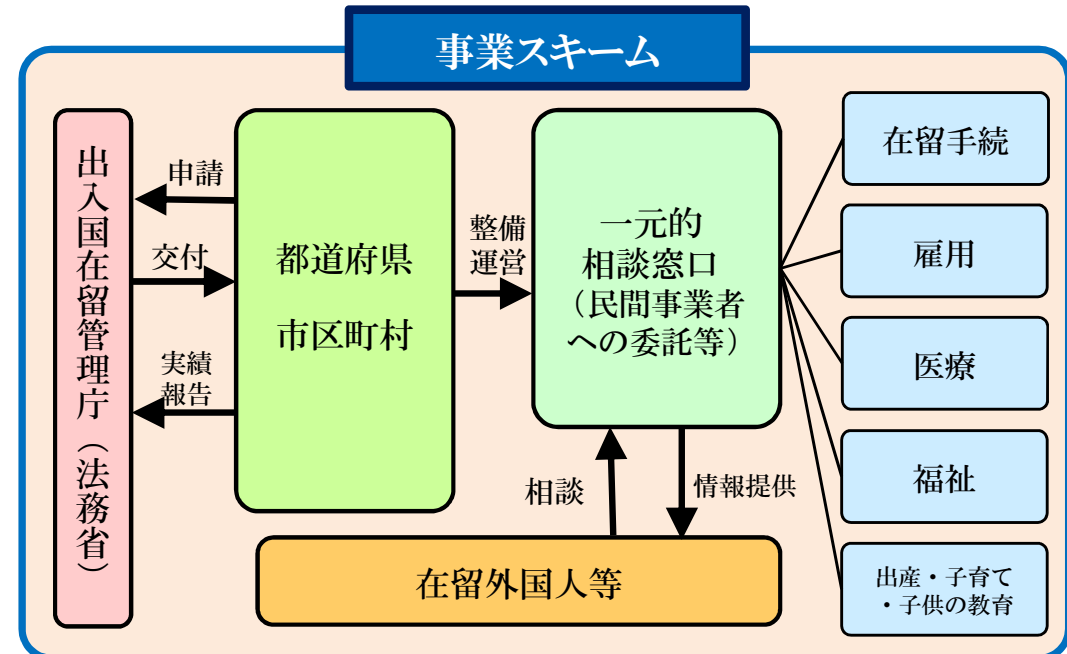
- 目的  
在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
- 交付対象  
全都道府県・市区町村（1,788団体）  
※ 当初は都道府県・指定都市等の111団体
- 交付限度額（整備費・運営費）
 

都道府県（47団体）	1,000万円
外国人住民5千人以上（105団体）	1,000万円
外国人住民1千人以上5千人未満（290団体）	500万円
外国人住民500人以上1千人未満（199団体）	300万円
外国人住民500人未満（1,147団体）	200万円
- 交付率  
整備費：必要経費の10分の10  
※ 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費  
運営費：必要経費の2分の1  
※ 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費  
※ 地方負担分については、財政運営に支障が生じないように、地方交付税措置が講じられる。

## 令和2年度の変更点等

- 複数地方公共団体の連携による「共同設置」を交付対象化
  - (1) 市区町村同士による共同設置  
連携する市区町村の合計外国人住民数に応じた交付限度額を適用
  - (2) 単独設置及び共同設置による整備・運営  
単独設置及び共同設置を行う場合は、交付限度額範囲内で両方の経費を交付対象
- 整備費に対する交付額  
過去の交付額の累計が、各団体の交付限度額に達するまで交付することができる。  
※ 当初の111団体については、特別の事情があると認められる場合に交付。

## 事業スキーム

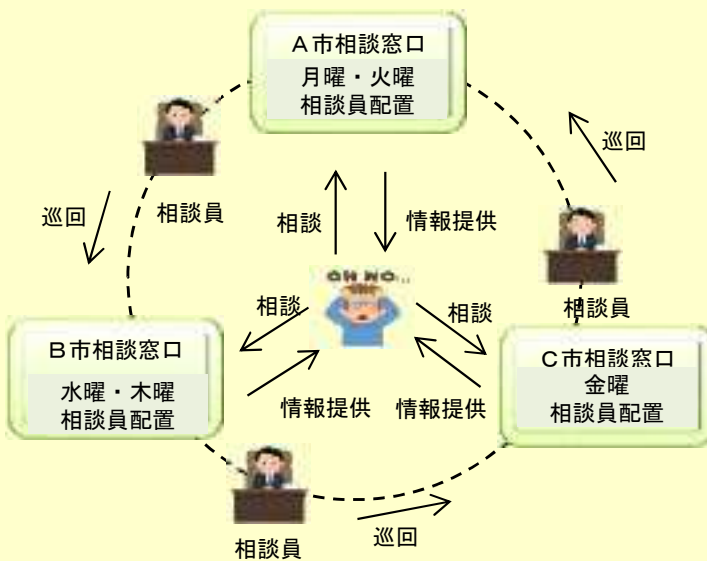


## 期待される効果

- 単独で設置した場合、相談需要等の観点から、費用対効果が見込めない可能性があるが、複数の市町村が連携することにより、各自治体が負担する経費が軽減されるとともに、対象となる外国人住民数が多くなることから、費用対効果が見込める。
- 身近な市町村で相談しにくい場合などは、相互乗入方式や相談員巡回方式の相談窓口であれば、より多くの曜日にどこでも相談が可能。
- 相談窓口が設置されていない自治体で埋もれていた相談事案の掘起こしが可能となるとともに、相談事例等を自治体間で共有でき、相談対応の質の向上につながる。

## 広域連携の枠組

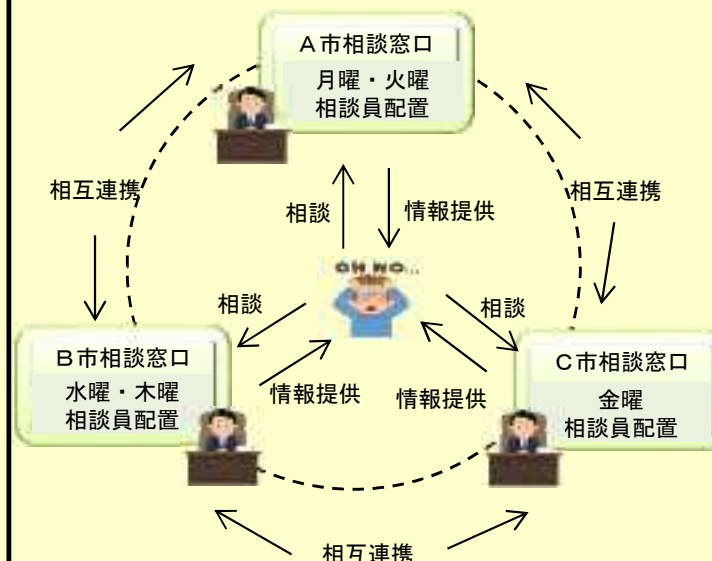
### ～相談員巡回方式～



【想定される形式】  
連携協約、協議会、事務協定（任意）

【方式の概要】  
広域連携を構成する市町村が、共同して相談員を雇用（委託等を含む。）共同して雇用された相談員が、各構成市町村を巡回して相談業務に当たる。

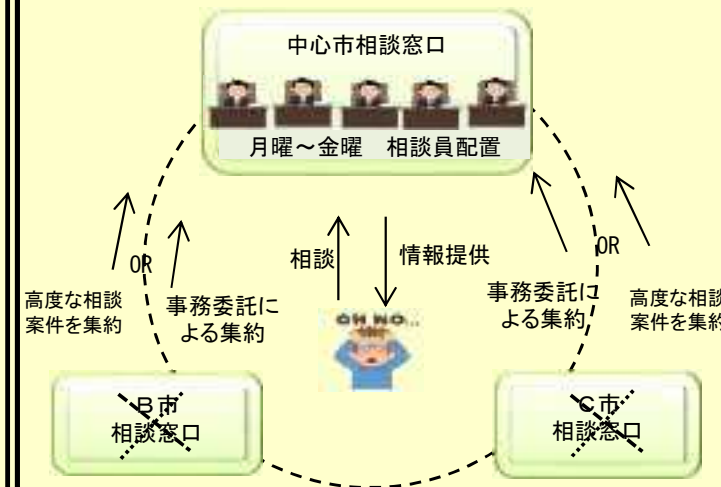
### ～相互乗入方式～



【想定される形式】  
連携協約、協議会、事務協定（任意）

【方式の概要】  
構成市町村が、それぞれ相談員を雇用（委託等を含む。）し、それぞれの相談窓口配置する。各構成市町村の相談窓口は、当該市町村の住民からの相談のみならず、他の構成市町村の住民からの相談についても受ける。

### ～中心市町村集約方式～



【想定される形式】  
連携協約、協議会、事務の委託、事務の代替執行、事務協定（任意）

【方式の概要】  
構成市町村のうち、中心となる市町村の広域的対応窓口相談業務を集約する。「中心市町村集約方式」には、中心市町村に完全集約した上で相談業務を実施する方法と、中心となる市町村以外の構成市町村も相談業務を継続し、自前で対処困難な相談については、中心市町村と協力して対応する方法がある。